

2020年1月21日

各位

上場会社名 株式会社フジコー  
[銘柄名：FUJIKOH]  
(コード番号2405 東証第二部)  
本店所在地 東京都台東区駒形二丁目7番5号  
代表者 代表取締役社長 小林 直人  
問合せ先 執行役員管理部長 佐藤 陵枝  
電話番号 03-3841-5431  
U R L <http://www.fujikoh-net.co.jp>

### 資金調達に関するお知らせ

当社は、2019年12月16日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社HOP（以下「HOP」といいます。）より、当社及び当社の連結子会社の既存借入金の返済を目的とした借入枠の設定（以下「本借入」といいます。）を受けるとを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本日別途開示のとおり、2019年12月26日に借入を実行、2020年1月27日に借入を実行予定であります。

#### 記

#### 1. 本借入の理由

本借入は、2019年11月1日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年12月6日付当社プレスリリース「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について」(以下、これらのプレスリリースを併せて「意見表明プレスリリース」といいます。)に記載した、当社代表取締役社長である小林直人が設立したSPCであるHOPによる当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の公開買付けを含む当社株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社及び当社の連結子会社による金融機関からの既存借入金のすべてをHOPからの借入金で返済し、借入先を集約するために行うものです。

#### 2. 本借入の内容

借入人	株式会社フジコー(当社)	株式会社一戸フォレストパワー(連結子会社)	株式会社一戸森林資源(連結子会社)	御所野縄文電力株式会社(連結子会社)
借入先	HOP	HOP	HOP	HOP
借入枠	50億円	50億円	50億円	50億円
利用可能期間	2026年6月末日まで	2026年6月末日まで	2026年6月末日まで	2026年6月末日まで
利率	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
担保・保証の有無	なし	なし	なし	なし
資金用途	既存借入金の返済	既存借入金の返済	既存借入金の返済	既存借入金の返済

#### 3. 支配株主との取引等に関する事項

本借入は、借入実行時点では、当社の親会社となることが見込まれるHOPとの取引であるため、支配株主との取引等に該当することとなります。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。本借入の取引条件等は、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の通り、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入の条件は、返済期日、借入利率、担保・保証の状況等総合的に勘案し、一般に公正なものであり、本借入に関して、当社は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載の方針及び下記「(3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の意見等に基づき、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。

また、利益相反のおそれを回避するため、HOPの代表取締役を兼務している代表取締役社長の小林直人、当社株式の非公開化後にHOPの株主となる予定である取締役の上竹智久は、本借入に関する取締役会における審議及び決議には参加しておらず、本借入に関する協議・交渉にも参加していません。

(3) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本借入につきましては、2019年12月16日開催の取締役会において、当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている今村行夫氏、若狭博義氏、千田喜之氏から、本借入に係る決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をj得ております。意見の概要は次のとおりです。

**【意見の概要】**

① 本借入の目的の合理性

当社は、意見表明プレスリリースに記載しているとおり、2019年11月1日付で、本取引に賛同する旨の取締役会決議を行っている。当該公開買付けが完了し、当社株式の非公開化に向けた手続きの一環で金融機関からの借入を集約するため、既存借入金のすべてをHOPからの借入金で返済する予定である。意見表明プレスリリースに記載のとおり当該MBOは、当社の企業価値の向上に資するものであり、その一環として行われる本借入の目的は合理的である。

② 本借入の手続きの公正性

当社の取締役のうち、HOPの代表取締役を兼務している代表取締役社長の小林直人及び当社株式の非公開化後にHOPの株主となる予定である取締役の上竹智久は、それぞれ利益相反及びそのおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本借入に関する検討及び決議には参加していない。

また、当社の取締役会における本借入に関する議案は、当社の取締役6名のうち、利益相反及びそのおそれのある代表取締役社長の小林直人及び当社株式の非公開化後にHOPの株主となる予定である取締役の上竹智久の2名を除く4名（監査等委員である社外取締役3名を含む）が出席し、その全員が、本借入に係る議案につき業務執行の適正性の観点から異議がない旨の意見を述べた。

以上のとおり、本借入においては、一般に公正と認められる手続きを通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

③ 本借入の条件の公正性

本借入の条件は、返済期日、借入利率、担保・保証の状況等総合的に勘案し、一般に公正なものとして認められる。

④ 結論

本借入の実行は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上